

交通事故被害者の会

第49号

2016年1月15日 (年3回発行)

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

001-0030 札幌市北区北30条西6丁目
北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

44年前に被害 今も痛みと悔しさの毎日 札幌市 黒川 和子

交通事故被害者の会に入会し、同じ被害者である皆様に私の長年の溜まりに溜まった思いと不安を話すことが出来、心が救われてきました。ありがとうございます。

事故にあって44年。いまだに続く症状や体調の変化を、話す機会を頂きました。昭和46年11月15日、美唄聖華高校2年、勉強、部活と充実した毎日でした。その日、部活後の帰宅途中、6時30分ごろ、飲酒運転の車に後方からはね飛ばされ、体前面より車道へ落下、側溝へ。慌てた加害者は、私を抱き上げましたが、意識のない体は重く、背後からまた車道へ落下。加害者に3度もショックを与えられたのです。

この話は当時の部活の先生(後の担任の先生)が書いてくれた手紙で、40年にして初めて知った事です。

美唄市立病院に運ばれました。でも旧病院時代の古いレントゲンしかなく、頭部損傷部が見えないので、延命治療しか出来ず、もって1~3日ぐらいと言われたそうです。

病院の診断は、頭部挫傷、頭蓋骨骨折、全身打撲。自立呼吸が出来ないため、気管切開の人工呼吸。高熱のため、氷による低体温療法で命が守られたようです。

40日間意識不明で、数か月ICUにいましたが、次の二つの他は全く記憶がありません。

・「暑い。暑い。なんでこんなに暑い。窓開けて」と叫ぶ私

・何も無い白いもやの中に立っている自分。「和子」って呼ぶ声を聞かなければ三途の川が見えたかもしれません。意識の無い時の記憶ですね、きっと。表面の傷の手当て、身内の氷運びによって助けられた命です。

一般病棟へ移った時が、自分が解かった時でしたが、体を動かす事も出来ず、寝たきりで3か月いました。

その頃、病室をのぞいた担当医が小声で独り言、「奇跡としか言いようがない。でも起きられまい。寝たきりだな」って。聞こえたよ。冗談じゃないわよ。何もしてないのに！何とかしてよ！何もしないつもりなの？

意識がもどって、はっきり自分の状態を理解した私は、先生に直接聞いたのです。「治療出来ないのなら、出来る大きな病院とか脳神経外科に移して下さい」と。その時の先生の返事は「この病院で十分だ。「ここの外科が不満か？」でした。親にも相談しましたが、先生の言う通りにしなさいと言われたのです。

脳障害で不自由な体なのに、体個別(目、耳、血液)の検査で異常なし。脳波異常がないから何もしない？命を助けたからそれで満足だったのでしょね？被害者自身が言う事は何もかも無視され、不満だらけでした。

寝たきりなんていや。自分で直してやる。先生や回りの人を見返してやる。私は1人病室で、ベッドの上で起き上がる事から始め、出来たら床に立つ、そして数歩歩けたのです。小中高と部活は運動部だったせいか案外早くできたのです。やはり頭を打っているので、平衡感覚がつかめず歩行器での歩行になりました。(どういう訳か女性病棟に洋式トイレが無く、男性病棟には有ったので、リハビリ運動と割り切って使用させていただきました。17歳女子ですよ！)病院の廊下は平らで手すりもあり、そんな所では少しは歩けるようになりました。

歩けるようになったから退院？うそ！まだまだ不自由な体なのに。父につかまりながらの退院。

しかし喜ぶべきはずの退院が私にとっては悲惨なものでした。純和風の家だったのでとても大変で、ほとんど泣いている感じでした。

(p4へ続く。2015年11月15日、北海道フォーラムでの発言より)



〈今号の主な内容〉〈特集〉世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム 2015 ①④「44年前に被害、今も痛みと苦しみ」(黒川和子)、③「母の無念を想う」(小林三千男) ⑤~⑨ 基調講演「飲酒運転根絶と交通死傷ゼロへの課題」(小佐井良太) ⑩ 関係機関挨拶 ⑩~⑫ 飲酒運転根絶条例制定なる ⑬ 小樽事件高裁決定 ⑭ 犯罪被害者週間全国大会報告 ⑯ いのちのパネル展 他

WORLD DAY OF REMEMBRANCE FOR ROAD TRAFFIC VICTIMS

世界道路交通犠牲者の日 北海道フォーラム2015

交通死傷ゼロへの提言

11月15日 かでる2・7

- 主催：北海道交通事故被害者の会
- 後援：北海道・北海道警察・札幌市
- 協力：TAV交通死被害者の会・交通事故被害者家族ネットワーク
クルマ社会を問い直す会・交通権学会北海道部会・道は誰のもの？札幌21・道路を考える会・スローライフ交通教育の会（参加約60名）



初めに、2015年1月以来、砂川での5人死傷事件など、この北海道で交通禍の犠牲になった151人をはじめ、国内外のこれまでの幾多の犠牲者に黙祷を捧げました。

今年も3部構成で、第1部「ゼロへの願い」：被害者からのメッセージ、第2部「ゼロへの提言」：基調講演、第3部「ゼロへの誓い」：関係機関挨拶が行なわれ、司会は山口紗季さんと内藤副代表が務めました。



司会の山口紗季さん
(弟さんが交通死)

主催者挨拶 代表 前田 敏章

16回目のフォーラムを道と道警など関係機関・団体の協力を頂き開催出来ますことに、感謝申し上げます。

9年目を迎えた日本でのワールドディの取り組みですが、全国のとりのくみの核となる「日本フォーラム準備会」が新たに発足し、昨夜は東京タワー前の港区公園でキャンドル集会が行なわれています。(写真)

そして、本日は、世界とも連帯して、秋田、東京、岐阜、名古屋、奈良、京都、大阪、熊本など全国各地で、集会や啓発など、多様な取り組みが予定されています。全国の取り組みに連帯し、今日のフォーラムを成功させたいと思います。

本フォーラムの願い・目的はただ一つです。こんな悲しみや苦しみは私たちで終わりにして欲しい、本来道具であるべきクルマが、人を殺傷し続ける社会は、一刻も早く改めなくてはならない、ということです。

私たちはその願いを、長年の討議を基に、2年前より「交通死傷ゼロへの提言」にまとめ、広く訴えてきましたが、今年もここで提案させていただきます。

昨年の小樽事件に続いて今年も砂川で大惨事が起こされるなど胸を痛めておりますが、今年も第9次交通安全基本計画の最終年であり、次の第10次計画策定が大詰めにきております。

先日11月6日、東京で、10次計画の中間案に対する公聴会が開催され、当会も公述人として意見を述べる

ことができましたので、報告を致します。

中間案ですが、策定にあたる専門委員に被害者団体の推薦者を求めた要望は通らず、パラダイム（基本的考え方）の転換とは未だならず、全体の論調は従来型に留まっているという印象です。ただ、その中でも、生活道路における「ゾーン30」、「低速度規制」という、私たちが求めた重要施策が明記されており、フォーラム等で声を上げることの大切さを改めて感じたところです。

公聴会では、「ゼロへの提言」の主旨である次の3点を強調してきました。

- 1 目標値の見直し：ゼロを「究極」ではなく中期目標とし、その過程としての数値へ修正(少なく)すべき。
- 2 速度の抜本的抑制と規制：特に技術進歩の成果を速度規制にこそ活かすべきとして、ドライブレコーダー、ソフトカー、インターロックなどの導入。
- 3 生活道路の歩行者優先と静穏化：ここは、歩車分離信号が4%の設置率に留まっているという問題点を指摘し、重要な「ゾーン30」と低速度規制のすみやかな全面実施を求めてきました。

公聴会の終わりに、座長の赤羽弘和教授が「目標値について専門家の技術的判断だけで決めるのではなく、被害者の思いも入れるべき。目標の立て方で世の中の意見も変わる」という主旨の発言があったことは希望でした。

私たちは昨年来の小樽事件のとりのくみを通して、被害者の願いが着実に理解と共感をよび、社会を変えていくということを実感することが出来ました。

クルマ優先の社会から、命の尊厳、命の価値を絶対化する社会へ、それこそが社会進歩であると確信します。取り組みを続けて行きたいと思います。

そのために、本日の基調講演は小佐井先生にはるばる愛媛よりおいで願いました。実は先生には今年6月7日、北大で行われた飲酒運転根絶を求めるシンポジウムにも来道いただいています(会報48号p8)。この条例は、心ある道議会議員の方の尽力があり、私たちの要望内容も取り入れていただき、いよいよ今月下旬の定例道議会で制定されようとしています。道民あげての各方面でのとりのくみも始まりました。しかし、その道は、平たんではありません。飲酒運転はもとより、交通死傷被害ゼロの社会実現に向けて、確かな流れを作るための課題について、貴重なお話しを伺います。

意義あるフォーラムとなるようご協力をお願いします。

ゼロへの願い 被害者からのメッセージ WORLD DAY

母の無念を想う 千歳市 小林 三千男



私の母、小林 京（当時83歳）は、昨年の9月26日、交通事故で頭蓋骨骨折による脳内出血で亡くなりました。

9月24日朝8時に「仕事に行つて来ます」「いってらしゃい」と言葉を変えたのが最後でした。その日の17時、警察から連絡があり、急いで病院に行くと、ICUに案内され、思いもよらない母の姿に声も涙もでませんでした。すぐ頭の手術をしましたが、ほぼ即死でした。あとは、心臓がいつ止まるか待つだけですと、言われました。

その日病院で加害者と息子と会いました。「本当にすみませんでした。申し訳ございません」と、2、3度言って頭を下げたあと、「土下座してでも謝らなくてはならないんですが、足が悪くて出来ません。片目も視点が定まりません」と言われました。

警察から事故の説明を聞き、翌朝、現場へ行き、血痕やチョークの跡を見て、何で、青信号で渡っていて晴れた昼間にここではね殺されるのかと思いました。

母は自宅から近くの郵便局に行こうとして交差点の青信号の横断歩道を渡っていて、右折して来たハイラックスサーフに轢かれました。車はブレーキも踏まれず、8メートル進み対向車線で停まっていました。轢いたのは、88歳の高齢者です。新聞には「北区の会社役員、88歳の男性が70代の高齢の女性を撥ね重症、加害者は、『遠くを見ていて気づかなかった』と出ていました。

目撃者を探し、事故報告書に反映

ぶつかってからの目撃者しかおらず、警察の最初の説明では、母は北から南へ青信号を横断中、横断歩道より60センチはずれた路上で、時速10キロで右折してきた加害車両に轢かれたと言われました。

私はその説明に納得がいかず、母の最期の行動を知るためにも、目撃者を捜しました。事故の翌日から2週間、毎日毎日、事故と同じ時間帯（13:30～14:15）に事故現場に行き、さらに、2ヶ月間は、毎週水曜日のその時間、目撃者捜しをしました。

母の持ち物の巾着袋に郵便局の振込用紙と現金が挟まっていたので、翌日、郵便局を訪ね、母の写真を見せて、「昨日、母、来ましたか」と聞くと局員の人が、「昨日はおばあちゃん来てないよ、あの事故おばあちゃんだったの」と驚かれ、「おばあちゃん来たら、必ずお話するから、みんな覚えてるもの」と言われました。

郵便局に行く途中とわかり、（それであれば横断の方向は南から北のはずなので）警察に報告すると、1週間後の事故報告書には最初の説明とは違って、北光線の西側5、6メートルから斜めに南から北へ横断してきた。と書いていました。（中略）

事故から2週間後の水曜日、子供連れのお母さんに、「娘の保育園で事故のことを知ってるお母さんがいましたよ。といわれ、何とか話を聞くことが出来ました。

「歯医者さんの前で、私と娘とおばあちゃんと3人で信号待ちをしていて、青に変わり、私が先に歩き、娘

が後ろからついてきて、その後、おばあちゃんが歩いていたと思います。私が横断歩道を渡りきった時、「ガタン」と音がしたので後ろを振りかえると、娘が立ちすくんでいて、おばあちゃんが倒れてました。娘がおばあちゃんの吐血とかを見ていたからか、3日間ふさがちでした。現場の警官から「5歳の子供の証言は参考にならないからと言われた」とのことで、「それだけでも証言して頂けませんか」と聞くと、「娘に事故のこと思い出させたくないのですみません」と言われました。（中略、記事参照）

「おばあちゃんが子供たちの代わりに犠牲になつてくれたのかもしれない」。昨年9月、交通事故で亡くなった小林京さん（当時83）の次男三千男さん（52）と千歳市は、事故直後に訪れた現場で思いがけない言葉

母の最期

京さんは札幌市東区の交差点を歩いて横断中、88歳の男が運転する乗用車にはねられ、2日後に死亡した。三千男さんは「女性が突然飛び出して死んだ」という運転手の説明に納得できず、母の写真を手に入れた。現場付近を歩き、目撃者を捜した。連日通つうちに、近くの幼稚園の教員や保護者ら、涙を拭いた。

まど

（大城道雄）

反省のない加害者はようやく起訴され、禁固2年6月、執行猶予4年の判決

私は加害者に会ったのは、事故当日、病院のロビーで会ってから刑事裁判の日5月26日までありませんでした。自宅にも現場にも、焼香も献花も連絡も何もなく、加害者の気持ちを確かめるために3月に本人の携帯に電話をすると、「どちらの小林さん、もう関係ないから」と言われて切られました。（中略）

私は、母の命を奪った加害者は全く反省しているようには思えません。今回の事故は、88歳の加害者が、遠くを見ていて、青信号の横断歩道を渡っていた母に気づかずひき殺したのですが、母からすれば通り魔殺人にあったようなものです。

6月16日、札幌地裁は、この加害者に禁固2年6月、執行猶予4年の判決を下しました。

私は母の事故で高齢者による交通事故の大変さや、被害者参加制度を知り、多くの人に助けられました。仕事も手につかず、今も民事裁判で苦痛な日々を過ごしています。

高齢運転の問題を痛感、家族の一言を

最近も高齢者の運転で犠牲者がでています。私は母に70歳で運転を辞めさせ、2年前に自転車も危ないから辞めてと頼み、母はそれから車も自転車も乗っていません。家族の一言「危ないから運転辞めて」で、高齢者による交通事故が減ることを願っています。

ゼロへの願い**被害者からのメッセージ****WORLD DAY**

1面「44年前に被害 今も…」からの続き
被害者に時効はありません

札幌市 黒川 和子

高校も1年遅れの2学期から復学が許され、そのためには今の体をなんとかしなければと、少し離れた町の病院へ毎日リハビリに通い、何とか復学。新クラスメイトも覚えられず、勉強にも支障。自分なりに考えて、自分が納得するまで何度も何度も繰り返しやることで、時間はかかりましたが、卒業出来ました。

目標だった資格試験にも合格。でも、もっともっと上の資格を目指していたのに、残念です。就職は美唄市立病院でしたが、身体障害者に大きな病院は無理と退職し、私の状態を説明し理解してくれたと思った個人病院へ就職。しかし、ある日その先生におまえバカかってバカにされ、反論したら（私にだって自尊心があります）事故前の通知票見せろって言われたのです。翌日見せて、辞めました。

札幌へ出て仕事を探しましたが、身体障害があると言っただけで不採用。それでも何とか働き口を見つけました。頭痛、体調不良で半休、全休したり。でも、仕事を休んで病院には行けませんから、市販の薬でガマンです。同僚とも離れることが多く、仲間に入れず1人だけの状態でした。

20歳後半より頭痛がひどくなりだし、激痛、嘔吐、発熱、全身倦怠感で横になることが多くなりましたが、次の日はケロツとしていました。きっと脳障害からきているのだと思っていましたが、ちゃんとした病院にかかる事もなく、夕方夫が帰宅してから、開いている病院へ行き、その時限りの治療でした。

30代後半より転びやすくなったなと思い、気を付けて歩いていましたが、40代には、歩くことと転ぶことが多くなり、1人で歩くのが恐ろしくなり、家にいる事が多くなったのです。身体障害者が転ぶ時は、自分をかばうことが出来ないのが衝撃がすごいのです。

左半身マヒをかばっていた右半身にもダメージが出て、体がガタガタになっています。私の右膝は50代で人工関節になりました。

医師にセカンドオピニオンを申し込むと、いい顔されませんね。ほとんど歩けなくなっていた私ですが、人工関節にしたことによって、全部の痛みが取



れた訳ではありませんが、夫につかまりながら、だいぶ歩けるようになったので

す。この状態は、後遺症による後遺症ですね。

だんだん悪くなる体、元をちゃんと確かめようと思ひ医大を受診。歩き方が神経内科的だったので入院・検査。そしてようやく、事故で受けた頭部外傷名が解かったのです。び慢性軸索損傷症。これは、脳に細かな傷がたくさんついている事を示す状態で、レントゲンには映らないそうです。私の体に出ていた症状は交通事故後遺症とも言われました。

この科に通院中、3級の身体障害者と認定されました。また、月寒を通行中、脳外傷友の会コロポックルの看板を見つけ、関係ないのかも知れないと思ひながらも訪問し、参考になる話も聞けました。そして、札幌医大へ高次脳機能障害の認定を受けるために受診。認定されました。手帳も増え、等級も上がり、障害者になりましたが、44年苦しんできた私が、これによって少しは救われるようになりました。

交通事故被害者として言わせてもらいたいことがあります。

◎ 被害者の権利を優先させるべきです

いくら被害者が意識不明でも、今の医療で目覚める人は多いはず。

その時、全てが何も告げられず、加害者の一方的な言い分だけで決まっていたとしたら被害者はあまりに不利ですね。当時、私の入院中に、加害者の父親が示談書を一方的に作成し、同意を強制されたのです。私があることを知っていたら、絶対に認めなかったです。

◎ 被害者に時効はありません

加害者の罪に対する国の時効はあっても、被害者に対する傷害の責任は消えないのです。賠償金のような一時的な金では済まないのです。

被害者の権利の方が加害者の時効より重視されるべきです。

◎ 現在の医療制度には問題が多いのでは

専門病院、専門科が多く、数か所受診したい患者にとっては、受診しづらく、通院しにくく、時間もかかるのです。

治療期間も決まっているようですが、その間に完治する人なんかいないでしょう。（その間に）むだなお金と時間、疲労を増やすだけです。

◎ 自分を出す事で道が開かれる

1人で何も出来ないと落ち込んでいる人もいます。私がそうでしたが、今までの事を話し、聞いてもらった事によって、同じ思いの人がいると力付けられ、行動できるようになりました。

交通事故被害者の会という、同じ思いの仲間がたくさんおられるのですから、自分を出す事で、道が開くのではないのでしょうか。

ゼロへの提言 WORLD DAY OF REMEMBRANCE FOR ROAD TRAFFIC VICTIMS**基調講演 飲酒運転根絶と交通死傷ゼロへの課題**

〈プロフィール〉

愛媛大学法文学部 准教授 **小佐井 良太**

専門は法社会学。2006年以降、飲酒運転事件の被害者遺族に寄り添いつつ「飲酒運転問題と法」を研究実践。福岡県飲酒運転撲滅条例の制定(2012)と見直し(2015)に貢献し、広島県議会で政策提言。また、オーストラリア・シドニー大学で在外研究を行う(2014)など、地域での条例に基づく飲酒運転根絶施策をテーマに国内外で活動を進めている。小樽・砂川の飲酒運転事件に関わりNHK「クローズアップ現代」(2015年6月)など出演。

1. はじめに：自己紹介

これまでこちらの道交通事故被害者の会の諸取り組みに刺激を頂き、研究者として色々考えさせられ、学びの機会として会の活動を拝見させて頂いておりましたので、今回基調講演という形でお話することは、私にとっては荷が重い部分ではありますが、どうぞよろしくお願い致します。



本日は、タイトルにありますように、飲酒運転の根絶を考えていくことが、ひいては交通死傷ゼロへの取り組みをより確かなものにする、そのような連続ということを考えてみたいと思っています。

専門は法社会学という分野です。色々なテーマを扱いますが、法や裁判の役割と課題の検証がその一つです。具体的な社会問題の解決について、法的なアプローチに基づき様々な分析や提言を行うことが、社会に対する学問分野としての貢献ではないかと思っています。

私自身の飲酒運転問題への取り組みは、約9年間やっていますが、2006年に福岡で子どもたち3人が亡くなる飲酒運転の死亡事故がありました。福岡市の職員が加害者ということでしたが、当時私は、福岡におりまして、その事故が起きた翌月の末に、「飲酒ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」の署名活動が福岡市内で行われ、お手伝いをさせて頂く機会がありました。それ以前から東名高速の飲酒運転追突事故で娘さんを亡くされた井上さん夫妻にお話をうかがう機会があり、署名活動にも関わり、この会の共同代表の一人である高石さん夫妻にもお会いし、以後お付き合いをさせて頂いております。

今年6月にも小樽事件の刑事裁判を傍聴させて頂きましたが、可能な限り危険運転あるいは飲酒運転に関わる事案の裁判傍聴や被害者・遺族の方への聞き取り調査を続けてまいりました。北海道にはそういう関係でこれまでも何度か足を運ばせていただいています。

2. 飲酒運転根絶の考え方

飲酒運転の違反者は、重なりもあるのですが大きく次の3つの類型に分けて考えられます。

飲酒運転違反者の3類型

- ① アルコールに対する正しい知識を持たないために、アルコールが車の運転に及ぼす影響を軽視してしまう違反者群
 - ② アルコール依存ないしその予備軍(「多量飲酒」等の問題飲酒行動を抱える人々)と判断される違反者群
 - ③ 飲酒運転に限らず、交通法規を中心に法やルールを遵守する意識がそもそも欠けている、または著しく希薄な違反者群
- ⇒これら3類型を意識した、違反者対策が必要

一番多いグループは①で、比較的常習の飲酒運転者も含まれると思います。自分だけは捕まらない、大

丈夫だという根拠のない自信を持たれている場合があるのですが、一方で、正しい知識の部分、お酒を飲んだらどれくらいで体内からアルコールが抜けるのかとか、あるいは実際に車の運転に及ぼす影響とかについての理解が無い。よく聞く話としては、お酒を飲んで「何時間が経ったから」「仮眠をとったから」あるいは「夜中に飲んで朝なので」大丈夫だと思ったなど。

次のグループとしては②で、もうこれだけ悲惨な事件が続く、罰則も強化され、発覚すれば職を失うとか、色々なことが考えられ、普通は飲酒運転を繰り返すことはあり得ないと思われるのですが、それでも繰り返す方。これはいろいろな研究成果で明らかになっていきますが、アルコール依存症ないしはその予備軍の人たち。典型的な例としては、一晩中お酒を飲んで、翌朝自宅のお酒が尽きたので、車を運転して近くのコンビニにお酒を買いに行く途中で事故を起こしたという例。

そういう、お酒を飲むことをコントロールできない人たちにとっては、通常の罰則の強化による処罰では抑止できないということが大きな課題になっています。ここに対してどう働きかけるかというのが福岡や三重の条例のひとつの肝であったわけです。

あと3つめは、③の私が独自に追加しているものなのですが、裁判を傍聴していると、こういう方々が出てくる。飲酒運転に限らず、そもそも交通法規を中心にした法やルールを守ろうという意思がない。あるいは著しく希薄で、無免許運転であるとか、スピード違反、信号無視、ありとあらゆる違反を繰り返し、その後の反省・行動の変革につなげていけない人たちです。

こういった①②③の方たちに、どうアプローチをしていけばいいのか。それぞれ重なっている部分もありますが、そういう類型を意識した対策が必要と考えます。

飲酒運転根絶のための基本対策3力条

- ① アルコールに関する正しい知識の普及・浸透
- ② アルコール問題への介入(治療的・簡易的)
- ③ 規範意識・モラルの涵養と浸透

基本対策の一つは、正しい知識の普及・浸透です。一定量のアルコールを摂取した場合には、仮眠をとったくらいではお酒は抜けないということは、知識として知っておかなければいけないですし、次の日の朝早くに車を運転する場合には、何時ぐらいまでに、どのくらいの量だったら大丈夫なのかという基礎的知識が得られる機会を社会の中で増やしていくことが大切です。

2番目がアルコール問題への介入。今、「アルコール健康障害対策基本法」という法律ができていますが、そのもとで考えられているのは、アルコール依存症やその予備軍の方たちに対して、必要な場合は治療や診断に結び付けるような介入が必要であるということです。

そして、3つ目は規範意識。こういうふうに使ってしまおうと簡単ですが、実は非常に難しい。それを踏まえて飲酒運転根絶の基本的な考え方を整理します。

飲酒運転根絶の基本的な考え方

- 1) 個人処罰ではなく社会問題としての対処が必要
- 2) 事後的処罰から未然の防止(予防)へのシフト
- 3) 実効的かつ総合・多角的な施策・取組みが必要

まず一つ目は、社会問題としての対処ということ。

飲酒運転に対する世間一般のイメージというのは、社会の中でこれだけ飲酒運転はだめだということが共有されていて、罰則も厳しくなっているのに、それでも繰り返す人までない人をとにかく厳しく処罰するべきだ、こう思われており、そういう意見を支持する人が多いと思いますが、飲酒運転の問題は結局、違反者に対する個人の処罰だけでは最終的な解決には至らない。どうやって社会問題として対処していくかが必要です。これは組織の中で飲酒運転の違反者が出てきたときに、どう対応するのかという問題とも関わってきます。

それから二番目。今までの法的な対応、特に厳罰化というのは事後的な処罰です。何か大きな事件・事故が起きたときに、もうそれを繰り返させないためにという形での処罰がなされるわけですが、当然ながら、事件が起きる前に防止しなければ被害者が出ることを避けられません。抑止力を事後的な処罰の強化だけに頼らず、突っ込んだ未然防止策の構築が必要です。

それから三つ目。こう書くと非常に平板な言葉なのですが、飲酒運転の問題というのはやはり非常に根が深く、一筋縄ではいかない問題です。これだけ社会全体で、啓発をし、法を厳しくて、いろいろな取り組みがされているにもかかわらず、根絶に至らない。お酒というのは私たちの日常生活に非常に密接に関わっており、医療的、交通政策的、あるいは社会施策的なアプローチというものを重ねて初めて根絶への道を開くことができるという問題です。特効薬のような解決方法があるわけではない、だからこそ知恵を絞らなければならないというのが飲酒運転問題の特質、本質だと思います。

国レベルで必要な施策・取組みと地域の役割

- 1) 司法手続における「DUI/DWIコート」の導入
- 2) 免許処分と連動した再犯防止プログラムの導入
- 3) 免許処分と連動したインターロック装置の義務化
- 4) 刑事収容施設等での常習飲酒運転者処遇の充実
⇒省庁レベル(警察庁、国交省、内閣府、法務省等)で過去一定の議論・検討がなされている。ただし現状、1)～3)の導入を進める動きは見られない。4)は一定の取組みがなされているが、一層の充実が求められる。
*都道府県警における処分者講習の内容強化(2013年)。
☆地域独自の施策・取組みが重要かつ必要。

国レベルで必要な施策も見えておく必要があります。それとの関係で地域の役割も見えてくるからです。

1) は、アメリカなどで採用されている制度で、飲酒運転の違反者に対する治療や再犯防止プログラムを、専門の裁判所が、医療、行政、あるいは民間の様々な団体～例えばアルコール依存症の自助グループなど～と結びついた取り組みを行っている、これを日本に導入することができないかということです。2) は、諸外国の例にある、免許の取り消し・停止処分と連動する形での飲酒運転再犯防止プログラムが、日本でも検討できないかということ、3) は、技術的な手段として、免許処分と連動するかたちでのアルコール・イグニッション・インターロックシステムという装置を使って、体内にアルコールを保有していればそもそも車のエンジンを始動させることができないという装置の義務化。

4) に関しては、省庁レベルで一定の議論・検討がなされてきており、例えば飲酒運転で刑務所に服役し

ている際に、再犯防止あるいは常習飲酒運転に対する対策・処遇を受ける。執行猶予中、保護観察中の対象者に対して再犯防止プログラムを行う。こういったことはこの5年くらいの間に体制が作られてきて実施されているものです。今後本格的な検証が必要です。

飲酒運転根絶施策の必要性をどう考えるか

⇒飲酒運転根絶に向けた更なる施策の必要性とその効果(費用対効果)を疑問視する見方もあるが、地域における飲酒運転根絶条例を核とした施策の推進は、その直接的効果のみならず波及効果も含めて評価する必要がある。

飲酒運転根絶条例の意義と限界

- 1) 「飲酒運転根絶のための基本対策3カ条」を具体的な施策として地域レベルで実行する際の「制度的枠組み」。
- 2) 国レベルの法・制度との関係で条例自体が持つ限界。できることは限られるが、限界を見定めることに意義あり。

この施策の必要性について、この間の厳罰化の進行により飲酒運転の死亡件数が2000年頃に比べると劇的に減っていることから、これ以上の減少は難しいのではないか、あるいは費用対効果の面などからも疑問を持たれる見方も一方ではありますが、考えるべきは、様々な施策推進の波及効果も含めての評価です。

その意義ですが、先ほど提示した基本対策3カ条、これを具体的に地域レベルで実行していく際の制度としての大枠を作り、そこにさまざまな施策を盛り込む、それが重要な意味を持っています。これまでも地域によって、警察や行政など様々な団体・機関で飲酒運転根絶のための取り組みがなされてきている。それを一つにまとめて、一体のものとしてより効果を上げることが、条例制定の意義であると言えます。

ただ、そうは言っても、国レベルでの法制度との関係で条例でできることには限界があり、やれることは非常に少ないと言った方が正確かもしれません。しかしその限られている中で何ができるのかを考えていくことに意義があります。そのことは、条例でできないことを更にまた今度は、国の取り組みとして求めるための手順としても必要なことです。

飲酒運転根絶施策の目指すべき基本的な方向性

- × 違反者・周辺者に対する更なる処罰の強化
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」
地域環境の(処罰に依らない)政策的実現
⇒さまざまな主体(住民、飲食店、事業者・企業、酒類販売業者、駐車場所所有者、タクシー事業者・運転代行業者、等)が、地域においてその立場上課せられるべき責務を明確にし、これを果たして行くために必要となる具体的かつ実効的な「支援」を政策として整備することが求められる。
*「第10次交通安全基本計画(中間案)」との関係。

目指すべき基本的な方向性ということであえてこういう言い方をしますと、日本ではこの間、飲酒運転の違反者、あるいはその周辺者～お酒を提供した人、車を貸した人、あるいは車に同乗した人～に対して一定程度の罰則の強化、整備を行ってきた。ここに更に処罰を重ねていくよりは、むしろ飲酒運転を「しない、させない、許さない」という形での地域環境を、処罰によらない形で政策的に実現していくことが一つのポイントであると思います。どうしても、条例も法律の一つだ、そうすると違反者に対する処罰、というふうに考えられるのですが、決して処罰のみが目的ではない。むしろ罰則というのは、それをどう使うかが問われていると理解します。

ここではいろいろな主体、地域の住民、飲食店、あるいは事業者、企業、あるいは酒類販売業者、駐車場

の所有者、タクシー事業者、運転代行業者、いろいろな人たちがさまざまな立場で、その地域において課せられるべき責務～飲酒運転根絶のために何ができるのか、何をしなければいけないのか～を明確にする。そして、何か取り組みをしたいというときにそれがスムーズに具体的な動きへとつながっていくような支援、これを政策的に整備することが求められていると思います。

6月の(NHK)「クローズアップ現代」の中で、砂川市の飲食店業界でかつてなされていた取り組みとして、福岡の2006年の事件後、店に「飲酒運転根絶」ということを箸袋に書いて使っていたところ、来店したお客さんに「飲酒運転、飲酒運転ってうるさい」と言われてやめざるを得なかったということがありました。飲食店や運転代行業者の方たちが、せっかく良い取り組みをされていても、それが続かないという状況があります。何もかもその施策を行政や警察という関係機関の方が考えなければいけないということではなく、さまざまな立場で知恵を出し合い、いかにやりやすくその環境を整えていくかということが、条例の役割です。

こういう方向性は、第10次交通安全基本計画案の中にも、地域における飲酒運転根絶の取り組みがもっと全国的に普及していくことを期待したい、という主旨の言及がなされていたかと思えます。

地域レベルでこういう問題に取り組んでいくことは、将来的な国の計画の中にも入ってきて、今後一つの手法として重きをなしていく可能性があると思っています。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討

ここからは半歩踏み込んだ施策の検討ということで、いくつかの話題提供をしたいと思えます。

3-①「アルコール健康障害対策基本法」との関係

将来的に各都道府県は、アルコール健康障害対策の推進に関する計画(基本計画)の策定(同法第14条)が求められ、アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対し、指導、助言、支援等を推進するため必要な施策を講ずる必要がある(同法第19条)。

現在、内閣府の下で「アルコール健康障害対策関係者会議」が開催され、各都道府県が策定する「基本計画」の案が検討されている。

* 飲酒運転根絶条例への関心/制定を推奨する動き。

一つは、「アルコール健康障害対策基本法」という新たな法律との関係です。これはまさに今、都道府県レベルでこの計画策定が求められています。平たく言えば、アルコール依存や依存予備軍のような、アルコールの問題を抱えている人が飲酒運転をした場合に、指導・助言・支援など必要な施策を講ずるということです。今、内閣府のもとで、この関係者会議が開催され、飲酒運転に関しても具体的な計画案を詰めているところです。これはウェブサイトで情報が公開されています。

この10月に神戸でアルコール関連問題の学会があり、アルコール依存治療に関わる専門家、医療関係者で基本法に関するセッションが組まれましたが、そこで言われていたことは、今まさに基本計画を作っている部会の中では、地域独自で条例の制定に取り組み、基本法、基本計画の中でまだ十分カバーできないところを率先して取り組んでいることに非常に関心を持たれ、評価し、それを踏まえて基本計画の内容をより充実させる方向で議論がなされているとのことでした。

将来的には、基本法改正の際にも、条例での取り組みを全国レベルに引き上げていくということも考えられるということが関係者の方の見解のようです。

3-② アルコール専門医療との連携と課題

飲酒運転検挙者に専門医療機関でのアルコール依存診断の受診・治療を義務づける福岡県条例、三重県条例の試み。飲酒運転の背後に存在するアルコール問題への治療的介入機会の制度化。医療的アプローチに基づく検挙者の再犯防止策としての効果と意義

施策の検討ということで、3類型の中のアルコールの問題を抱えている人たちに対しての対策ですが、これに取り組んだのが福岡県と三重県の条例でした。いずれも、飲酒運転で検挙された人に対して専門医療機関でアルコール依存症の診断を受ける、あるいは必要に応じて治療を受けるということを義務づけているわけです。それは飲酒運転の背後にはアルコール問題が存在していて、これに治療的に介入していくという機会を作らなければ、再犯を繰り返す人たちの効果的な歯止めにならないということが、アメリカを始めさまざまなところで研究として確認されているからです。

では実際に福岡県や三重県で条例が施行されて以降、受診義務、治療義務の履行状況はどうかというと、これは実は必ずしも十分な成果が上がっているとは言えないと、この10月の学会で福岡県三重県の専門医療の担当者の方が報告をされていました。

三重県の場合は、罰則を科していない中でも、受診義務を課せられた人のうち、約4割から5割程度の人が受診してくれたということで、プラスに評価するべきかもしれないと言われていましたが、履行状況を見ると必ずしも十分ではない。それは例えば、受診をする際の保険診療の適用など、さまざまな課題があるからでして、アルコール専門医療機関、担当されるドクターやスタッフの数や体制などが十分整備されないと、問題の解決に力を発揮することが難しいかもしれません。福岡でも三重でも、その意味ではまだ試行錯誤しているところですが、医療関係者の方たちは、自分の下をたずねてくる依存症患者の皆さんに、決して飲酒運転の加害者になってほしくない、もちろん被害者も出したくないということで一生懸命頑張っておられます。その取り組みが功を奏するための支援やバックアップが求められていると思います。

3-③ 教育的施策：モラル涵養と正しい知識の普及

- 施策の「2本柱」：アルコール教育と交通教育
- 学校教育現場における子どもたちへの発達段階に応じたアルコール教育・交通教育の意義と必要性。アルコールの基礎知識を踏まえた交通教育を通じて「モラルによる歯止め」を確立することが必要。
- 職場や地域におけるアルコール教育と交通教育の必要性。福岡県条例の下での「飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度」(条例第28条)の有用性。

⇒既存施策(「命の教育」、スローライフ教育等)の活用と連携

教育的施策が大事になってきますが、二本柱として、アルコールに関する教育と交通教育になると思います。

私がまだ高校生までの段階では、アルコールに関する教育を受けたという記憶はないのですが、今は例えば高校の保健体育の中で一定程度アルコールに関する基礎知識を学ぶということがあるようです。それぞれの子どもの発達段階に応じて理解しやすい形で教育を行っていくということが必要だろうと思います。

福岡の条例では、「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」という制度を作り、講習あるいは教育を受ける機会に対して県が支援～アドバイザーとしての講師の派遣費用と交通費は県が負担する～して、例えば地域レベル

で公民館に人を集めて、教育、講習ができる。学校現場でもできる。そういった仕組みがとられています。

この点に関しましては、こちらの北海道の被害者の会の方たちが関わる形です。いぶん以前から、学校教育現場での「命の教育」、あるいは「スローライフ交通教育」が行われていますので、他の地域より手厚く行える可能性があると思います。今まで行われて来た地道な活動を飲酒運転根絶に統合していくことが必要と思っています。

3-④ 警察との連携／期待される取組み

- ・警察が持つ飲酒運転・事故に関する統計データの公開と活用。地域特性を踏まえた事故発生状況のデータ分析に基づく具体的な対策の立案と運用。
- ・飲酒検問のあり方と効果に対する考え方の抜本的な見直し。専従捜査班の設置・運用を含めた取締りのランダム性を高める工夫の必要性。
⇒常習的な違反者に対して確実な検挙へと結びつく可能性を認識させることによる抑止効果の最大限の活用。大がかりな検問ではなく機動性のある取締りを実現するための体制構築の必要性。

北海道警のホームページを拝見し、飲酒運転事故に関する統計データの公開は非常に進んでいるという印象を受けます。北海道はこれだけ広い地域ですし、都市と地域の格差の問題、冬の気候の問題等もありますから、そういう地域の特性を踏まえた事故発生状況のデータを、具体的対策の立案、運用ということとつなげていかれると良いと思います。

あと、オーストラリアに行って私が一つ学んできたことは、飲酒検問のあり方です。日本では春と秋の交通安全運動、あるいは年末年始といった、特定の時期に大々的にやることで、一般のドライバーの注意を喚起するという方向でなされていますが、飲酒運転に関して言えば、ポイントとなるのは、取り締まりのランダム性をいかに高めるかだろーと思っています。オーストラリアで飲酒運転対策の4本の柱の一つに挙げられているのは、まさにランダムな呼気検査。「まさかこんな」という所で検問をやるわけです。例をあげますと、日曜日の午後、ホームセンターの駐車場の入り口で検問をやる。そんな時間にそんな所だと思うのですが、アルコール問題を抱えている当事者の方は、日曜日の午後の昼間でもお酒を飲んで運転しているということがあるわけで、そういう方をきちんと押さえることができる。私が一昨年滞在していましたシドニー、ニューサウスウェールズ州では、早朝の出勤中、非常に多くの回数の呼気検査をランダムに行っていて、そのため多くの運転手の方が、呼気検査の経験があると言います。取り締まりをランダムに行うことによって、常習的に違反を繰り返している人の「自分はずかまらない」という無根拠な自信を打ち砕き、違反をしていたらいつか必ず検挙されるという認識を持たせることが抑止力になると思います。

3-⑤ 公安委員会との連携

- ・アルコール専門医療機関が行う医療的介入（受診・治療・指導）等への検挙者情報の提供・活用。
- ・飲酒取消処分講習の内容について、一層の充実を図る必要。アルコールスクリーニングテストの結果やブリーフインターベンション（簡易介入）を踏まえ、アルコール専門医療機関との連携に基づく受診・治療機会の拡充、並びに違反者の再犯防止を目的に確実な認知行動の変容を促すプログラムの整備。⇒被害者遺族やアルコール依存症回復者、違反経験者等による講演等の積極的な活用。

公安委員会との関係で言えば、先ほどの「基本計

画案」を検討されているところで、条例について着目しているというのは、まさにここがあるので。公安委員会が持っている検挙者情報をアルコール専門医療機関に渡すことができる。これはやはり何らかの法的根拠が必要で、今のところ条例によるしかない。そこで、条例を推奨しているということがあります。

違反で検挙された人がアルコール問題を抱えていないかどうかをしっかりとチェックできるという体制を整備すること、そして問題を抱えている人がいたら、その人が確実にその治療へとつながっていくような体制を整備していくということが課題であろうと思います。

また、取消し処分講習は、現在行なっている簡易介入に加え、受診・治療機会に積極的に結び付け、再犯防止のプログラムを整備する必要があります。検挙されたということをどう認識するか。自分は運が悪かったと思うだけでは、再犯防止にはつながりません。重大な事故の前に、自分の飲酒運転に対する考え方や行動を改める機会にと、積極的に位置づけていく必要があります。処分講習は多くの人たちが飲酒運転をした場合に関わる機会ですので、ここでいかに効果的な抑止につなげていくかが一番コアだと思っています。

被害者遺族の方の講話を聞いていただく、あるいは断酒会など自助グループに入って依存症を克服した人たちの経験談を聞くということも必要かと思っています。

3-⑥ 飲食店の取組みと交通手段確保に関する施策

- ・郊外型飲食店と代行運転業者の連携に基づく「共存共栄」型の取組み（道東地域における例）の有用性。地域の実情を踏まえた代替交通手段の確保を検討、他地域にも同様の取組みの普及拡大を図る必要性。
- ・都市部の飲食店を中心に、飲食店業界を挙げての施策展開が必要。福岡県条例の下での飲食店に対する指示（条例第19条）をモデルに、酒類提供行為への実質的な改善指導・指示を図る体制の構築。
⇒飲食店や旅客運送業者等との連携を強化し、優れた取組みを行政が支援することが有用。

北海道の特徴というのは、郊外型の駐車場のある飲食店が、飲酒運転を誘発しやすいということだと思います。9月にNHKの釧路放送局の記者の方が取材に来られた時の話になりますが、道東地域で、郊外型の飲食店と運転代行業者が連携している例があります。飲食店で、たとえば6000円以上の飲食をした人には3キロ以内の代行運転の料金を無料にするというようなサービスをつけることによって、車で来るけれども帰りは代行運転で、というまさに共存共栄の例。

北海道のように広い地域で、地下鉄や鉄道が十分に発達していないところでは、いかに飲酒と運転を切り離すかということが課題です。その場合に、代替交通手段をどう確保するかが大きな課題ですが、人口規模によって、例えば夜間バスがいいのか、あるいは代行運転の方がより実効性があるのか、その辺りの検討もかつて国土交通省の方でなされていたようですので、そういったことを踏まえ、他の地域でもこうした取組みができないか、積極的に検討されると良いと思います。

都市部は都市部で、飲食店が業界をあげて施策を展開していくことが必要ではないかと思っています。例えば飲酒運転根絶宣言店など。代替交通機関が充実していれば、飲食店が特に身を削らなくても飲酒と運転を切り離すことは比較的簡単ですが、郊外の飲食店の場合はどこかの店だけの取組みでは効果が十分ではありませんので、業界全体としての取組みが必要です。

今回の北海道の条例案の場合でも、飲食店が飲酒運転根絶に関して一定程度の対策をとるということを求めています。福岡の場合だとそれに対して助言や指導ができるということです。

処罰ではなく、いかに飲食店に協力を得ながら対策を進めていくか。飲食店にとっては、飲酒運転をしないでほしいと声かけをすることはお客さんを失うかもしれないということで、非常に怖いという面もある。しかし、そこで声をかけやすくするために、どういう施策ができるかということを考える必要があると思います。先ほどの白倉さんのお話の中でもありましたように、優れた取り組みは表彰する、それを広めて行く、そういった形での支援ということが有用ではないかと思えます。

関連の業界に負担だけを求めるというのではなく、いかにしたら自主的な取り組みができるか、できることは何か、それを考えていく際の具体的な支援、サポートという形で進められていくと良いと思います。

3-7 職場・事業所における取組みの徹底・拡充

・企業等が行う職場・事業所単位でのアルコールに関する知識・教育の普及と徹底、健康診断の機会を活用した飲酒指導の実施によりアルコール問題を抱える当事者／潜在的当事者への未然防止を図る。

・職場組織における対策の必要性が高い／対策のモデルとなり得る公務員（行政、警察、教育を含む）。違反者を出す度に「不祥事対応」を繰り返すのではなく、合理的な防止対策・講習を徹底する必要。

⇒教職員を含めた対策の波及効果。ただし、アルコール問題を抱える当事者を排除しない方向で対処する。

職場ではすでに健康診断とか健康指導というものがあるわけです。近年、煙草に関しての指導も出て来て、分煙が徹底してきているかと思いますが、お酒に関しても職場、事業所単位で健康管理と結びつけて、知識や教育の普及、徹底を進め、飲酒運転の未然防止を図っていくことが必要と思えます。

今も公務員の方の違反・検挙ということが出てきます。そのたびに倫理の徹底、綱紀粛正と言われますが、ここで考えなければいけないのは、違反者、検挙者を「不届者」として組織から切り捨てるだけでは、合理的な防止策にはならないということです。組織の利益は守られますが、組織と切り離された本人はさらにアルコール問題を悪化させ、問題を繰り返すということが考えられます。そうではなく、もっと合理的な防止対策・講習を徹底する必要があります。

例えば今「飲酒運転防止インストラクター」という制度等も民間のNPO団体が行なっています。研修を受け資格を得たインストラクターを職場、事業所で確保し研修や講習を定期的に行う。これはそんなにお金をかけずにでき、未然の防止につながります。こうした職場単位の取り組みは、地域全体にも波及していくと思えます。

3-8 組織・機関の垣根を越えた真の連携の実現

・総合的施策が求められる飲酒運転対策において、組織間の「壁」や縦割りの意識の克服は重要な課題。「所管ベース」ではない「問題ベース」の真の連携達成に一層の努力と工夫を。

・施策・取組みの現状を検証、改善を図る上で社会各層の幅広い意見を集約する場が必要。業界等の利害関係者だけでなく、被害者遺族、アルコール依存症回復者、更生支援関係者等も場に加えるべき。⇒組織の事情や利害を振りかざすことでもたらされる非効率さ・弊害を回避するための努力を。

真の組織連携ということになりますが、飲酒運転という「問題ベース」で各部署が連携し取り組んでいくことが大切です。先ほど白倉さんの報告の中で対策室の

設置が必要ではないかというお話がありましたが、どうか司令塔になる組織の中で、情報や意見の集約を図る場が必要で、そこには、遺族やアルコール依存症回復者など、当事者の方にも入って頂き、どうサポートができるのかということも必要と思えます。

4. 終わりに：交通死傷ゼロに向けて

終わりにですが、クローズアップ現代に出演させて頂き、国谷キャスターから「改めて何が問われていますか」と聞かれ、以下のコメントをさせて頂きました。

「一人ひとりが今、半歩を踏み出すこと、それぞれの立場で何ができるかを改めて考えること、これまでの車優先の社会ではなく、人が中心となる社会、そのために車をどう使っていくのか、そのことが今改めて問われていると思います」

これはまさに北海道の被害者の会の皆様、遺族の皆様、関係の皆様からいろいろ教えて頂いたことの私なりの表現とご理解頂ければと思います。

私自身のコメントというよりは、むしろ北海道の被害者の会をはじめとした皆さんの取り組みの中で、まさにこういうことを私は伝えられていたのではないかと感じまして、コメントさせて頂きました。

飲酒運転死傷ゼロから交通死傷ゼロに向けて

・飲酒運転根絶を目指す施策・取組みは、交通死傷ゼロに向けての施策・取組みにも応用可能な一定の汎用性を持つ（「何らかの問題のある状況」と運転を切り離すための施策という側面。危険ドラッグ、高齢認知症ドライバーの問題にも応用の可能性。教育、認知の変容を促す講習プログラム、地域を挙げた連携、等）。⇒交通死傷ゼロへ向けて着実な一歩を踏み出し道をつける意味でも、飲酒運転根絶施策・取組みは重要。

飲酒運転の場合は、飲酒という状況と運転ということを切り離すことが求められているわけですが、その飲酒の部分は何らかの問題のある状況に置き換えると、例えば危険ドラッグもそうですし、あるいは最近特に問題になっています高齢認知症ドライバーの問題も同じで、高齢の認知症の方に運転を止めて頂くためにはどうするか、周りがどう働きかけるか、代替交通手段の提供など、飲酒運転の根絶で考えられるやり方の応用が効く問題と考えています。

私たちは、この社会をきっと変えられる

飲酒運転根絶条例に象徴される地域の取組みは、国レベルでの問題の対処を促し、国と地域のあり方を変えて行く機会を提供する。地域の先進的な取り組みが、国や社会を大きく変えて行く契機となる。

飲酒運転による悲惨・重大な事件の発生と被害者の訴えは人々や社会を着実に動かし、交通犯罪を取り巻く状を変え牽引役となってきた。だが、飲酒運転が特別なのではなく、全ての交通犯罪を許さない社会の実現、交通死傷ゼロこそが目標である。

これまで飲酒運転等による悲惨な事件が繰り返されてきましたが、被害者の方たちの訴えは、人々や社会を着実に動かしてきました。交通犯罪を取り巻く現状はまだまだ不十分で、対策が必要などありますが、15年、20年のスパンで見ると、確実な変化として感じとれると思います。これをいかに次のステップへと続けていくかが問われていると思います。

飲酒運転の根絶も、一筋縄ではいきません。ですけども、あきらめずに地道な取り組みを続けていくことによって、きっとこの社会は変えられると思っています。

以上で私のお話とさせていただきます。

(本稿は、講演を基に編集者の責任で要約させて頂きました)

ゼロへの誓い

来賓挨拶・閉会挨拶

WORLD DAY



道環境生活部くらし安全推進課
交通安全対策担当課長

安海 智久氏

被害者の会の皆様には、各種講演活動や「いのちのパネル展」など、1件でも交通事故をなくため日々活動されておりますことに、深く敬意を表し感謝申し上げます。

本日のフォーラムでは、交通事故被害に遭われたご本人や家族の体験談、飲酒運転根絶に向けたご講演など、大変貴重なお話を聞かせていただきました。改めて、被害者の存在に思いを致し、交通事故の根絶を目指さなければならないとの思いを強く致しました。

一日も早く道民にとって安全で安心して暮らすことのできる社会実現のため、間もなく「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が全会派共同提案される予定です。

また、道では、北海道の交通状況や地域の実態などを考慮した総合的かつ長期的施策の大綱として、「第10次北海道交通安全計画」を策定中です。

皆様や道警察、関係機関・団体と緊密に連携を取りながら、交通事故をなくすため、この条例や計画に謳われている施策の実施に全力で取り組んでいきたいと考えています。支援・ご協力をよろしくお願い致します。

北海道警察本部交通部

交通企画課管理官 高瀬 裕氏

第1部の小林さんのお母さんが犠牲となった事故では、高齢者の人口や高齢ドライバーが増加する中で、今後の高齢運転者対策のために大変参考になりました。黒川さんは、今も重篤な後遺障害に悩まされているのに理解されない苦しさかひしひしと伝わりました。

同じ思いを今生きている人たちにさせてはならないという気持ちがここまでしているのかと思います。



第2部の小佐井先生の基調講演では飲酒文化と行政、司法との関係等勉強になりました。

交通死傷ゼロへの提言は、これから、国では本格的な計画策定に入ると思いますし、これを受けて北海道も策定しますので、参考にさせていただきます。

道路環境の整備や車両の安全性能の向上、医療機関の充実など悲惨な犠牲者を出さないための研究開発は進んでいますが、車を運転するのはあくまで人です。人を正しい行動に導く学習をさせるために、我々警察は交通事故防止、特に飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化して参ります。

皆さまの活動に敬意と感謝を申し上げつつ、今回のフォーラムを参考に、関係機関・団体と連携をした交通事故抑止活動を推進し、交通事故ゼロの輪を広めてまいりますので、今後ともよろしく願います。

閉会挨拶 いのちのパネル展実行委員会

小野 茂



来賓の方をはじめ、ご出席の皆様ご協力大変有難うございました。

パネル活動を通じ、40年以上も前にお子さんを亡くされた方とお話しをしたことがありました。当時は道路が子供の遊び場で、凸凹になった家の前の道路は、市民が石炭がらを入れて補修していた時代です。そんな道路を暴走した車がひっくり返り、お子さんを亡くしたそうです。そして話をしている時、当時を思いだし涙を流されたのです。

40年前に比べ、道路状況や車の性能は変わりました。しかし、被害にあった者の深い心の傷は、何も変わりません。パネル活動は「こんな思いをするのは自分で終わりにして欲しい」の願いが込められています。

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」12月1日施行！

飲酒運転被害根絶の願いを、全道民のとりくみで

一昨年秋以来求めてきた道条例が、ついに11月26日の道議会において全会派提案で可決し、12月1日施行となりました。(条例本文は後掲)この間の署名活動など、ご協力に感謝致します。(署名は最終的に1万60筆が、学生さんの委員会から議会に提出されました)

以下、条例制定に至る経緯と私たちの要望について、白倉さんのフォーラムでの報告を要約します。

条例案作成への「北海道飲酒運転根絶連絡会」のとりくみ 白倉 裕美子



条例制定を求める活動は、北大生らでつくる「アルコール問題対策委員会」(新藤委員長)が2014年秋から行っておりましたが、2015年より連携し「北海道飲酒運転根絶連絡会」として要請、署名、シンポジウム(6月7日)など行ってきました。6月25日には自民党の検討会に初めてオブザーバー参加させて頂き、以降数次にわたり、提示された素案について要望意見を述べ、8月4日には16項

目の意見書も提出しました。8月以降は道議会全会派によるプロジェクトチームでの検討となり、10月1日、私たち「連絡会」との最終的な意見交換の場が設けられ、本条例案となりました。いくつかポイントを述べます。

◆道民の責務(第5条)に関してはほぼ要望に沿った内容の規定をして頂きました。

◆事業者等の責務を「させないよう努めなければならない」から、「させはならない」に変えて頂きました。

◆道民、事業者それぞれに通報と制止の義務が課せられ、見て見ぬふりをしないことが明記されました。

◆ビル管理者に対して啓発や必要な措置をとること、イベント主催者への責務など新たに加えられました。

◆条例違反への過料など罰則規定については今回見送られましたが、罰則ばかりでなく、例えば協力的なお店を優良店として認定してはどうかと提案をしました。

◆条例の周知や徹底のためにも、これを統括する対策室設置を求めてきましたが、今後の持越しになりました。

今後も、この条例がきちんと守られ施行されているか、見極めるためにも連絡会の活動を続けていきます。

道条例が施行されて

北海道飲酒運転根絶連絡会 高石 洋子

(飲酒ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 共同代表)

2015年12月1日から「飲酒運転根絶条例」が施行されました。さて、道民全てがこの条例を周知し、理解してくれているのだろうか？それが心配です。

条例が出来あがるまで、「理念型では意味がない」「実効性が大事である」「即効性を!!」などと論争してきました。その中で、道議会議員、道庁のくらし安全課の方々、道警の方々が真剣に「飲酒運転を北海道から無くしていく」と志を一つに考えられ出来あがりました。だからこそ、もっと広報をして頂きたいのです。

私の住む江別では、まだ道条例のポスターを見かけたことがありません。バスターミナル、駅にもまだありません。条例施行後、各市区町村に一斉にポスターが配られ、ステッカーなども配られるものと思っておりましたが、ぬるいようです。施行後まだ日が浅いのでまだまだ見守りが大事と不安を抱えています。

同じような事故が起きるたびに我々の様な犠牲者遺族が表に出て「2度と繰り返されないように!!」と訴えますが、。私達は「遺族ピエロ」でも「客寄せパンダ」でもありません。「又、テレビに出てたね」と言われるたびに「もう嫌だ!!」と悲鳴を上げてきました。

この道条例が出来たことで、我々はピエロにならなくて済むはずです。道民が責務で真剣に取り組み、自分たちが住む町から「飲酒運転者」を出さないと言う思いで行動しなければならぬからです。

これからの1年間を見つめて「生ぬるい」ようなら意見を言わせてもらいます。(そう、約束されています)「飲酒運転者ゼロ・飲酒運転犠牲者ゼロ」となって、それがきっかけとなり、交通安全を道民が真剣に考え、「交通事故死ゼロ」となる日がきつと来ると信じています。北海道から発信して全国に広まりますように!!

(12月29日記)

道飲酒運転根絶条例の特徴と意義

(私たち被害者等の要望の反映など)

- ◎ 飲酒運転を「しない」はもちろん、「させない、許さない」を基本とし、全道民あげてとりくむことという目的と理念を明確に掲げたこと。(前文、第1条、3条)
- ◎ 飲酒運転根絶のための社会環境づくりを重視し、事業者、家庭、学校、地域住民、行政など社会全体でとりくむことを明記したこと。(第2条、3条)
- ◎ 特定事業者として、飲食店営業者、酒類販売業者、タクシー事業者、代行業者を挙げ、それぞれの責務を明記したこと(第2条、7条、8条、)
- ◎ 飲酒運転を「させない」ために、道民、事業者、特定事業者それぞれの場において飲酒運転のおそれがある者への「制止」や「通報」という責務を明記したこと。(第5条～8条)
- ◎ 特定事業者に広報等の責務を定めたこと。事業者の責務にイベント主催者も加えたこと。(第7～9条)
- ◎ 北海道の地域性を考慮し、飲食店営業者とタクシー事業者及び代行業者が連携するとして条文が被害者団体等の意見聴取後に加えられたこと。(第7条の3項)
- ◎ 飲酒運転の予防のために、アルコール健康障害を有する者への相談支援を、また再発防止のために、知事部局と公安委員会が連携しアルコール依存症の疑いがある検挙者に保健所における保健指導を促すなどとしたこと。(第12条 ※検挙者への受診義務規定は見送られ、今後の検討課題とされている)
- ◎ 飲酒運転根絶の教育及び知識の普及を重視し、その中で児童生徒の発達段階に応じて「生命の大切さ」を教えることを加えたこと。(第13条)
- ◎ 道と道民が一体となって取り組みを進めるため、(小樽事件が起きた)7月13日を「飲酒運転根絶の日」と定めたこと。(第15条)

北海道条例第53号 北海道飲酒運転の根絶に関する条例 平成27年11月30日公布

多くの道民が北海道の地理的特性などにより車を運転している現状において、我々は、悲惨な交通事故が被害者のみならず加害者にとっても大きな不幸となることや、車は危険な乗り物であることを改めて認識しなければならない。「交通死亡事故ゼロ」は、道民全ての願いである。

しかしながら、道路交通法の改正などにより厳罰化が図られたにもかかわらず、平成26年7月13日には、3人の尊い命が奪われるなど、相次ぐ死亡事故の原因ともなっている飲酒運転が後を絶たない。このため、道民一人一人が、飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、飲酒運転の防止のために自主的に行動するとともに、道民にその規範意識を定着させるための実効性のある取組が必要である。

一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるようたゆまぬ努力をすることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進し、もって道民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

第2条：定義…略

(基本理念)

第3条 飲酒運転の根絶は、全ての道民が「飲酒運転をしない、させない、許さ

ない」という認識の下に、飲酒運転をしないこと、飲酒運転を行うおそれのある者に対し車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことを基本として、推進されなければならない。

2 飲酒運転の根絶は、道、市町村、道民及び事業者の適切な役割分担による協働により社会全体で推進されなければならない。

3 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりは、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、社会全体で行われなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念のっとり、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、市町村が飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、助言その他の支援を行うものとする。

(道民の責務)

第5条 道民は、飲酒運転をしてはならない。

2 道民は、車両を運転することが見込まれる場合には、飲酒をしてはならない。

3 道民は、飲酒運転が重大な事故を起こす蓋然性が高く、かつ、重大な違法行為であること及び飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めなければならない。

4 道民は、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するものとする。

5 道民は、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。

6 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、飲酒運転を制止しよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業のための車両の運行に当たっては、その従業員に飲酒運転をさせてはならない。

2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するものとする。

4 事業者は、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。

(飲食店営業者及び酒類販売業者等の責務)

第7条 飲食店営業者及び酒類販売業者は、当該飲食店営業者が酒類を提供した者又は当該酒類販売業者が酒類を販売した者（以下これらを「来店者」という。）の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する文書を掲示することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 飲食店営業者及び酒類販売業者（次項において「飲食店営業者等」という。）並びにこれらの従業員は、来店者が飲酒運転をするおそれがある場合には、これを制止しよう努めるものとする。

3 飲食店営業者等は、それぞれの営業時間に係る地域の状況を勘案し、来店者への情報提供等タクシー事業者及び代行業者と連携して飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。

4 業として建物を管理する者であって飲食店営業者等に対してその店舗の用に供する場所を提供する者は、来店者等の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する文書を掲示すること、当該飲食店営業者等にその店舗において飲酒運転の防止に関する啓発を行うよう要請することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び代行業者の責務)

第8条 タクシー事業者及び代行業者は、道民に対し、飲酒運転の防止のため、自らの事業を利用すべき旨の広報活動に努めるものとする。

2 タクシー事業者及び代行業者並びにこれらの従業員は、その事業の利用者が飲酒運転をするおそれがある場合には、これを制止することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(イベント等を主催するものの責務)

第9条 イベント等（多数の者が集合する催しをいう。以下この条において同じ。）を主催するものは、そのイベント等における酒類の提供又はイベント等に参加する者による飲酒が想定される場合には、そのイベント等に参加する者に対し、飲酒運転の防止に関する啓発その他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通報)

第10条 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

2 飲食店営業者及び酒類販売業者並びにこれらの従業員は、来店者が飲酒運転をしていることを確認した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

3 タクシー事業者及び代行業者並びにこれらの従業員は、その事業の利用者が飲酒運転をしていることを確認した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

第2章 飲酒運転を根絶するための施策
(基本方針)

第11条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項を定めた基本方針を策定するものとする。

- (1) 飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚及び啓発活動に関する基本的な事項
- (2) 飲酒運転を根絶するための推進体制に関する基本的な事項
- (3) その他飲酒運転を根絶するために必要な事項

2 知事は、前項の基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(飲酒運転の予防及び再発の防止のための措置)

第12条 道は、飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害対策基本法第20条の規定に基づき、アルコール健康障害を有する者（アルコール健康障害を有していた者を含む。）及びその家族に対する相談支援等を推進するものとする。

2 道は、飲酒運転の再発の防止のため、飲酒運転をした者に対し、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定

により設置された保健所によるアルコール健康障害に関する保健指導を受けるよう促すとともに、当該飲酒運転をした者に係るアルコール関連問題（アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。）の状況に応じた指導、助言、支援等を行うものとする。

(教育及び知識の普及等)

第13条 道は、飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育、アルコール健康障害等の飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及その他の必要な措置を講じなければならない。

2 道は、小学校、中学校、高等学校その他の教育機関が児童、生徒等の発達段階に応じて生命を大切にすることその他の飲酒運転の根絶に関連する教育を児童、生徒等の家族及び地域関係者と協力して行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第14条 道は、飲酒運転の根絶を図るため、道民に対し、飲酒運転の状況その他の飲酒運転に関する情報を提供するものとする。

(飲酒運転根絶の日)

第15条 道民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、7月13日を飲酒運転根絶の日とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うものとする。

(緊急対策期間及び重点対策地域)

第16条 知事は、飲酒運転の発生状況に鑑み緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認めるときは、緊急対策期間を設定し、当該緊急対策期間において、公安委員会、市町村その他関係機関と連携協力して飲酒運転を根絶するための取組を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定による緊急対策期間の設定に当たっては、飲酒運転を根絶するために特別の措置を講ずべき地域を重点対策地域として指定するものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の概況を議会に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後必要に応じ、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

小樽飲酒ひき逃げ事件、札幌高裁は（被告の）控訴を即日棄却

札幌高裁は12月8日の控訴審で、被告の何の道理もない控訴を、即日結審で、棄却の判決を言い渡しました。判決骨子は以下です（下記報道による）

- ・〇〇〇〇被告の控訴を棄却する
- ・飲酒の影響で正常な運転が困難な状態にあったとして、危険運転致死傷罪の成立を認めた一審札幌地裁の判断に不合理な点はない
- ・無謀で危険極まりない運転で、被害結果が極めて重大。被告の謝罪や反省を考慮しても、量刑が重すぎて不当とはいえない

反省のない被告は、さらに上告

期限ぎりぎりの12月22日夜、〇〇被告は、なおも判決を不服として最高裁へ上告手続きをとりました。言語道断です。一人娘の沙耶佳さんを奪われた原野さんは、次のように心境を語ってくれました。

「人の心を持たない加害者に殺められた娘の無念を思う」 原野 和則

「被告は、一審以降（私たちの意見陳述など読んで）少しは反省しているのかと思っていましたが、控訴審での言動からは、それは全く感じられず、失

望しました。娘が、そのような、人の心を持たない者の犠牲になったかと思うと、控訴審の法廷でも悔し涙が止まりませんでした。上告もそうですが、被害者・家族を愚弄するような被告を絶対に許せません。今も、心と体が不調で寝込んでいます。」

(1月5日、電話での言葉より)

2015年12月8日北海道新聞夕刊

検察官の説明義務について 代理人弁護士 山田 廣

小樽事件では遺族ら7名が被害者参加しましたが、全員が法廷内に入り、被告人質問、証人尋問、被害者論告を行うとともに、検察官にも裁判（控訴審も含めて）を通じて十分に意見を述べました。

ご承知のとおり小樽事件では訴因の変更を強く求めた経緯があり、当初は検察官とは対立した関係にあったわけですが、裁判ではコミュニケーションもとれ一緒になって戦えたと感じております。

遺族らが検察官に対して意見を述べたり質問したりすることは、参加制度により新たに認められた「検察官の説明義務」によるものです。

これは主に起訴後の検察官の訴訟行為を念頭においていますが、検察官が参加人が考える罪名とは異なる罪名で起訴したような場合、参加人は訴因の変更を求める意見を述べることができ、検察官は訴因の決定理由について説明する義務があります。

小樽事件では遺族らは弁護士とともに、訴因の変更前に検察庁で検察官から当初の過失運転致死傷罪の訴因について説明を受けましたが全く納得がいかず、その後訴因変更を強く求め、最終的には検察官から再度、訴因を危険運転致死傷罪へ変更した理由について説明を受けました。

証人尋問では海の家関係者が証言し、事件の日の昼に被告人が全裸のまま海を家の厨房に現れた時の状況が問題になりました。被告人の酔いの程

度に関わる重要なところですが、検察官の主尋問でも、今ひとつ状況が明らかになりません。この時に果たして厨房に接する客席には客はいたのか、また客からは被告人の全身が見えるのかという点です。客から丸見えなのに全裸で厨房に出てくるということは、その時に被告人が相当に酔っていた証拠になるからです。検察官の尋問の最中、参加人と小声で打ち合わせてから、私が急いでメモ紙に「客の有無、客から見えるのか」と書いて検察官に手渡しました。すると検察官はメモを手にしてそのまま質問し、証人からは、「客からは丸見えであった」ことが証言されました。

参加人による被告人質問では、事務所の中で遺族らと何度も打合せをし、被告人に直接糾したい項目を列挙して検察官に書面で通知し、この中から検察官が質問した方が適当と思われる数項目を除いて、最終的に15項目の質問にしぼり、事件を時系列に割り振り遺族ら全員が直接被告人に質問しました。しかし、被告人からは事件に向かい合った真摯な回答は全くなく残念でしたが、聞きたいことは聞けました。被告人は法廷で最後まで過失運転の弁解に終始しました。傍で聞いていた遺族らは本当に辛かったと思います。上告審が1日でも早く決着し、少しでも心が落ち着かれる日が来ることを祈るばかりです。

犯罪被害者週間全国大会2015～いのち、きぼう、未来～

13回目となる全国大会（主催：「犯罪被害者団体ネットワーク・ハートバンド」）は、11月28・29日、東京の晴海グランドホテルを会場に行われました。

北海道からは、他の所属団体からのエントリーも含め、荻野、金本、黒川(2)、佐藤、白倉(4、調書開示を求める会)、高石（飲酒ひき逃げに厳罰を…）、前田の11人が参加、1日目の大会の司会を白倉紗穂さん（大学生）が前田と共に務めるなど、今年もそれぞれ役割を果たし、大会成功に寄与しました。（写真は車座トーク、司会是小佐井良太氏）



開会

今大会には、全国13の被害者団体から約100名、支援の団体や個人の方を合わせると約170名の参加がありました。

開会の言葉の後、実行委員長の青木聡子さん（犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」代表）が主催者挨拶。続いて、黒沢専務理事（犯罪被害救援基金）、野川室長（警察庁犯罪被害者支援室）、秋葉専務理事（全国被害者支援ネットワーク）が順に来賓挨拶。（写真右から順）



内閣府犯罪被害者等施策推進室からは、参事官のメッセージが紹介されました。



被害者の声

第1部の被害者の声では、1994年に大阪・愛知・岐阜「連続リンチ殺人事件」の岐阜長良川事件で19才の息子さんを殺害された江崎恭平さんが、周囲の凄まじい二次被害を受けながら、18年に及ぶ裁判を今も闘い続けなければならない司法の不条理などを切々と訴えました。

続いて、東京都の水島紀夫・納子さんご夫妻からは、2010年12月、お孫さんとの散歩中に暴走運転の車にお二人のお孫さんを奪われ、自身も大変な怪我を負った悲しみと苦しみ、さらには、加害者の危険運転罪が裁判で不当に否決されるという、今の刑事司法の理不尽さと今後の課題についての訴えがなされました。

また、運営委員会からは、市町村における被害者支援のとりくみを含め、ハートバンドのこの10年の活動と今後の課題についての報告がありました。

車座トーク

第2部は恒例となった車座トーク。参加者が一つの輪になり、「一番困っていること/いたこと」「苦しい中で助かったこと」「今、感じていること」の3つをテーマに、7人のパートナーの方も含め計31人の方が発言・交流をしました。北海道からの参加者も、初参加の黒川さんをはじめ5人が積極的に発言しました。

閉会挨拶は前田が務め、その後は夕食時の交流会（司会高石さん）懇親会と全国の仲間との貴重な語らいが続きました。

分科会

翌29日の分科会は、昨年同様、「市区町村における犯罪被害者支援について」「弁護士相談」「兄弟姉妹で語ろう」「ハートカフェ」という4つのテーマで、討議と交流を深めました。（前田記）

～ 全国大会に参加して ～

嘆いてばかりでなく、司法や行政を変える力に

札幌市 黒川 和子

被害者の会に入会して初の参加でしたが、被害者や身内の方々の声、叫びを聞くにつけ、どんな事件、犯罪であろうと負わされた被害者や身内の方々の心は絶対に癒される事はないと感じました。

出席者は、現在の国の司法行政に疑問を持ち、その改善を望んでいるのがよくわかりました。私も事故以来4年間、1日もそれを思わない日はありませんでした。

国は古い制度や考えを何故変えようとししないのか？ 現実にふさわしい司法行政改革をすべきです。

全国大会ですから知らない人ばかり。でも被害者という共通点があるせいか会話ははずみました。被害者は一生苦しみ痛みから逃れられないのです。国は被害者を第一に救う事を考えるのが当然なのに、罰金や時効などで加害者や犯罪者を助けていますよね。

1人では何の力もありませんが、この様な大きな会もあり、協力者も大勢いるのです。被害者参加の裁判もこうした活動によって認められたのです。私たちが嘆いてばかりでなく、被害者、支援者、協力者と多くの同じ思いの人がいるのです。私たちが動く事で国を動かし、司法、行政を変えていく時だと考えさせられた大会でした。

私も体が動く限り、微小でもこの会に協力出来たらと心底思った2日間でした。出席して良かったです。

続けられる「源」は行動の力

南幌町 金本 利春

一步一步進む道のりは、永い年月です。運営委員の皆様方のご苦勞に感謝申し上げます。私は今回3回目の参加をさせて頂き、何度かお会いした方もゆっくり話せ、絆が深まり、心の支えになりました。

「被害者の声」の2家族のお話を聞いて、悲しさより怒りの気持ちになりました。人としてこんな残酷な悪徳極ま

りない行為に、言葉が出ませんでした。悲惨な犯罪が無くなることを祈るばかりです。

毎年続けられる全国大会を通して、私たちの願いが、国のそれぞれの組織にしっかりと届くよう、訴え続けていく行動力が必要です。

4年振りに犯罪被害者週間全国大会に出席して

千歳市 荻野 京子

懐かしいお顔に出会ったとき、元気でいらっしたのだと安心いたしました。お孫さんたち、お子さんたちが、4年の月日を感じさせるように大きく成長していたのには吃驚です。私自身も年を重ねたことに驚いています。

いろいろな事件・事故が減らない現在、何をすればいいのか考えてみました。「人間の気持ちをもたない人間が事件・事故を起こしています」世の中が殺伐としていいるから、事件・事故が起きるのです。明るい社会・人を思いやる社会を作り替えていかなければ、事件・事故は減りません。

人に優しい世の中にするために、一人一人が周囲の人々に優しく対応したなら、少しずつ変化が起こると思います。

犯罪被害者のための集会在、開催されなくてもよい世の中に一日も早く近づくことを願っています。

ケータイを探していた人に、私のケータイから呼び出してあげましたらフロントに届いていたことが分かり感謝されました。お礼にユズを三個いただきました。

車を家の前に駐車して、出掛けましたら、連絡しなかった二軒隣の人が救急車を呼んでしまい大騒ぎになったそうです。隣の人が帰って来て、旅行だと分かって一件落ち着いたそうですが、なんだか複雑な気持ちでした。

犯罪被害者週間全国大会に出席して

札幌市 佐藤 京子

第13回全国大会へ行ってきました。今回は13年という重みを感じる大会でした。何年か前は、小さかった子供達が大きく元気に成長し、分科会の歌声喫茶で徹くんと歌を歌っています。この子達の今をこれからを守る為に私達が気持ちを1つにして伝えて、声をあげていかなければいけないと感じました。

この場があるから会える大切な友達に来年もまたここで会いましょうと約束をし帰路に着きました。

司会を担当し、兄弟姉妹の会に参加しました

白倉 紗穂

昨年11月に開催された犯罪被害者週間全国大会に参加させていただいてから、早いものでもう一か月と少しが経ちました。開催の1週間前に母から突然電話で「今回の司会はアンタだよ」と告げられたときは思わず耳を疑いましたが、いざ本番となれば同じく司会の前田さんや実行委員の皆さんのお力添えをいただきまして、なんとか無事に終えることができました。皆さん本当にありがとうございました。



さて、私がかちらの全国大会に参加させていただいたのは今回で二度目となります。前回はなんとなく慣れない場に緊張したまま終わってしまい、もったいない思いをしたのですが、今回はゆっくりと皆さんのお話を聴くことができ、また交流を持つ機会を沢山いただきました。

自らの兄弟、姉妹を亡くした人達で集まりお話をする「兄弟姉妹の会」では、普段あまり口にしない思いを、境遇が同じ方々と共有し分かち合うことができ、スツと心が楽になるというか、今まであまり感じたことのないような不思議な安心感のようなものを覚えました。

姉が亡くなってからもう12年、私はいつの間にか21歳になっていましたが、考えてみれば大人に近付くにつれて「自分が感じていたこと」を改めて口にする機会はなくなっていたなあと思います。怒りだとか悲しいだとか苦しいだとか、幼いころには当たり前晒し出せていたあの気持ちを抑え込んで、なんでもないことのように振る舞ってしまう特殊能力が、大人になるには必要なものでしょうね。

私が「兄弟姉妹の会」でお話をさせていただくとき、久々にボロボロ泣いてしまいまともに言葉を発せなくなってしまった時がありました。これまでの12年間、ああしんどい、と心の中で思ったことは本当に何度もありましたが、それで泣いてしまうのはそれこそ高校生の頃からほぼありませんでした。高校は家から遠い札幌へ、そして大学で北海道を離れ、姉のことを知るの私しかいないような環境で過ごしているうちに、私もまた無意識に心に浮かぶ感情を奥へ奥へと仕舞い込む癖がついていたのだと、誰かに話を聴いてもらうことでそのときようやく気づきました。

普段人と関わっていて、自ら姉の話をするのはもちろんですがありません。時間が経ったからと忘れてしまう訳でも辛くない訳でもないのに、隠すようにしていた日々浮かぶ気持ちを同じ境遇の方と分かち合うことのできるこの機会は、私にとって非常に大きく大切なものとなりました。

私と同じようにしんどい気持ちを仕舞い込んでいる方々が何の気兼ねもなく気持ちをさらけ出してしまえるような全国大会のような機会が、今後も長く存在していただければいいなと強く思います。そして、来年もまた皆さんにお会いできることを楽しみにしています。ありがとうございました。

※この大会の様子は、ハートバンドのホームページ（「ハートバンド」で検索）

にアップされています。



heart-band
犯罪被害者団体ネットワーク

同じ被害を出さないために
いのちのパネル展実行委員会 小野 茂

いのちのパネル展ご参加の皆様、展示ご協力頂きました皆様ありがとうございます。昨年は開催28箇所・延べ日数130日間。多くの方に、交通について理解とこれからを考えるきっかけとなったことと思います。

現在パネル枚数は25枚、なかにはご夫婦で遭われた方、学生参加で友人を亡くされた方もあり、足を止めた方は食い入るように見ていきます。

交通による被害はその時のみならず、裁判・心の病二次被害・三次被害と何年も続きます。

「自分達と同じ被害を出さないで」。願いはこの一つだけです。

春は期日前投票であり区役所に訪れない人に、芸術の森では初めての野外テントで、旭川では新しい駅構内で、国際大学では学生が独自のパネルを3枚製作、日本医療大学では「看護を目指す学生にとってとても大事なこと」と言われ、例年の地下歩行空間（写真下）では3日間で400部もの冊子が出ました。

6月6日の砂川事件は、パネル活動が無駄ではないのか? と感じさせられました。しかし展示を続けて、先のような言葉が私に力を与えてくれます。

力は小さくとも、同じ被害を出さないためパネル活動を続けて行きたいと思えます。



パネル展 感想

私も1999年に、17歳で父親を交通事故で亡くしました。加害者は酒気帯びと居眠り運転で、60～90mも引きずられました。

交通事故は本当に許せません。私も父を被害にあわせた人を許せず、「父は殺されたんだ!」と思っています。あの事故さえ無ければ、今ごろ楽しく過ごしていると思います。（2015年4月、西区民センター 30代女性）

交通事故撲滅願いのちのパネル展 19日まで

【深川】無謀運転による輪禍根絶を願い、北海道交通事故被害者の会の会館らでつくる実行委が14日、深川市中央公民館で「いのちのパネル展」を始めた。

交通事故で亡くなった子供の写真や遺族の手記などを深川に運んだ実行委の小野茂さん(66)札幌は「1999年、翌年に結婚を控えた当時26歳の長男を事故で失った。相手の車は居眠り運転だったという。小野さんは「無謀運転はしないで。つらい思いは私なら止めてほしい」と話した。深川署は飲酒運転根絶を願う子供たちが書いた電通の標語を会場に掲げた。展示は19日までの午前9時～午後7時(最終日は午後3時まで)。無料。(大橋明永)

パネル展 感想

私自身、12年前に交通事故にあいました。右折禁止の標識を無視した前方不注意の車にぶつけられ、手の平骨折と顔を30針縫う大けがを負い、出血がひどく危険な状態でしたが一命はとりとめました。顔の傷は今も残っています。加害者に「車なら直せて代わりがあるけど、人間に代わりはないんだよ」と言ったら、相手も静かに聞いていました。

「相手の方から気付いてくれる」などと自己中心の考え方ではハンドルを握る資格はありません。これ以上犠牲者を増やさないで! 今一度命の重さを考えるべきと思います。（2015年4月白石区民センター 40代女性）

会の目録

2015.8.18. ~2016.1.10.

《会合など》

- 8/26 会報48号発送
- 9/9、10/14、11/11、12/9 世話人会・例会
- 11/15 世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム



《訴えの活動》

- ◆8/25 三笠市立三笠中、8/28 司法修習生への講話、9/9 札幌市立屯田北中、9/15 月形中、10/5 月形刑務所、10/6 札幌市立澄川中、10/7 枝幸署道北交通指導員研修会、10/13 月形学園、10/21 苫小牧西高校、10/24 函館被害者支援講演会、11/4 札幌平岡高校、11/9 札幌市立信濃中
- 11/10 枝幸高校、11/11 札幌刑務支所、11/12 札幌市立樽川中、11/16 南富良野中、11/24 赤歌警察署教養セミナー、12/10 北星大学・短大 12/14 恵庭市立柏陽中、12/16 札幌矯正管区(前田)
- ◆8/28 札幌市立藤野中、9/18 交通安全道民総決起集会(札幌)、9/28 日高町立厚賀中、10/6 北見被害者支援講座、10/15 釧路商業高校、11/10 札幌市立もみじ台南中、11/15 札幌断酒会(高石)
- ◆9/28 富良野緑峰高校、10/7 登別市立鷺別中、10/28 札幌交通安全母の会、10/29 泊村立泊中、11/12 札幌市立石山中、11/24 芦別市立芦別中、12/11 中札内高等養護学校、(白倉)
- ◆10/7 岩見沢署被害者支援講座、10/8 札幌東署被害者支援講座、11/6 北海道・東北管区被害者連絡調整官補佐会議、11/26 札幌市立篠路中(真島勝)
- ◆11/20 静内警察署研修会、11/27 三石町交通指導員研修会、12/18 静内中学校(五十嵐)
- ◆11/28 芦別市PTA連合会(山下)
- 処分者講習での講師: 8/27・10/22(真島勝)、9/24・11/26(前田)、12/11(真島和)

《いのちのパネル展》

- ⑩ 8/22～28 北広島エルフィンパーク、⑪ 8/29～9/5 室蘭市みたら、⑫ 9/6～12 伊達カルチャーセンター、⑬ 9/14～19 深川市中央公民館、⑭ 9/18 かでる2・7、道民総決起大会 ⑮ 9/25 札幌駅地下歩行空間、⑯ 10/19～24 日本医療大学、⑰ 10/24～31 日本福祉リハビリ学院、⑱ 11/2～10 札幌国際大学、⑲ 11/11～13 札幌駅地下歩行空間 ⑳ 11/15 かでる2・7 (ワールドディ北海道フォーラム)